

令和3年度第1回調布市個人情報保護審査会会議要録

日時 令和3年4月19日(月)
午前10時から
会場 市役所5階 特別会議室

○ 出席者(敬称略)

会長 佐瀬 一男
副会長 田辺 一男
委員 小山 宇一
前村 久美子
増田 径子
三浦 詩子

説明員 長田 将夫(子ども家庭課家庭福祉係長)
小野寺 栄孝(道路管理課副主幹)
熊代 将人(道路管理課保全担当係長)
青木 一真(道路管理課維持管理係主事)
山木 徹(健康推進課新型コロナワクチン接種担当課長補佐)
浦田 修平(健康推進課新型コロナワクチン接種担当主査)
濱地 直子(市民課第一市民係長)
水科 英紀(市民課第一市民係主事)
伊瀬 進(デジタル行政推進課長補佐)
鮎川 ゆう子(デジタル行政推進課情報システム係主任)
村野 洋平(デジタル行政推進課情報システム係主事)
事務局 小泉 希代子(総務課長)
西ノ原 勉(総務課長補佐)
山下 潤(総務課公文書管理係長)
小林 裕介(総務課公文書管理係主任)
加藤 徹(総務課公文書管理係主事)

○ 会議内容

1 議事

(1) 令和2年度第3回個人情報保護審査会会議要録について

佐瀬会長：令和2年度第3回個人情報保護審査会会議要録について事務局から説明をお

願います。

事務局：前回の会議要録（案）につきましては、2月26日に発送し、お気づきの点がありましたら3月15日までにお寄せくださるようお願いしましたところ、御意見はありませんでしたので3月19日からホームページ等で公開しています。

佐瀬会長：何か質問はありますか

（質問なし）

(2) 令和2年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

ア 令和2年度個人情報取扱事務の届出一覧表（資料1）

イ 令和2年度自己情報の開示等の請求内容及び処理状況（資料2）

佐瀬会長：続きまして、議事（2）に入ります。令和2年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局から要点を説明してください。

事務局から（資料1）（資料2）により説明する。

佐瀬会長：何か御質問はありますか。

佐瀬会長：資料1、94番の調布市ミニバス利用者懇談会事務について、ミニバス利用者から個人情報を収集したのですか。

事務局：実際にミニバスを利用した方の個人情報ではなく、ミニバス利用者懇談会を開き個人情報の収集を行うものであり、ミニバス利用者から直接取るものではありません。

佐瀬会長：他に御質問はありますか。

（質問なし）

(3) 令和2年度個人情報保護制度の実施状況について（報告）（資料3）

佐瀬会長：続きまして、議事の（3）令和2年度個人情報保護制度の実施状況について事務局から説明してください。

事務局から（資料3）により説明する。

佐瀬会長：何か御質問がありましたら願います。

(質問なし)

(4) 個人情報を取り扱う事務について(諮問)

ア 子育て世帯生活支援特別給付金支給事務(子ども家庭課)(資料4～4-3)

佐瀬会長：続きまして議事の(4)個人情報を取り扱う事務について、「子育て世帯生活支援特別給付金事務」に入ります。担当課は説明をお願いします。

説明員から(資料4～4-3)により説明する。

佐瀬会長：何か御質問はありますか。

田辺副会長：対象はどれくらいの人数を想定されてますか。

説明員：今回、初めて示された考え方のため、事前に全世帯に確認をとれておりませんが、子ども家庭課で行っている子供の医療費助成業務を元にした目安では、全体の小中学生の7～8%が対象となる想定のため、3000人位になるのではないかと思います。

佐瀬会長：質疑も尽きたようなので採決に入ります。この諮問を可とする委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全員一致でこの諮問を可とします。

イ 街路灯電気設備工事に関する事務(道路管理課)(資料5～5-3)

佐瀬会長：続きまして、個人情報を取り扱う事務について「街路灯電気設備工事に関する事務」の諮問になります。担当課は説明をお願いします。

説明員から(資料5～5-3)により説明する。

佐瀬会長：何か御質問はありますか。

田辺副会長：街路灯の故障を連絡してきた方の個人情報は必要ですか。いたずら電話等の防止であれば氏名と電話番号のみで良いのではないのでしょうか。また、工事の終了後、削除はされますか。

説明員：連絡者の個人情報についてですが、不点の街路灯の位置が不明確である際や

場所の誤りがあった場合に、こちらから位置の特定をさせていただくために折り返し御連絡をさせていただく場合があるため、連絡者の個人情報を取り扱います。

田辺副会長：過去の工事情報は分かりますが、個人情報は工事終了後に削除しても問題ないのでしょうか。

説明員：街路灯の位置の確認を改めてさせていただく際に、名字だけですと家族のどなたかが確認できないこともあり、連絡者の特定のために収集をしています。また、以前に連絡したのですがといった問い合わせが来ることもあり、それに対応するためにも、何時頃に誰からの連絡があったのかを残しておく必要があると考えております。

佐瀬会長：修理が終わりましたという連絡も行いますか。

説明員：修理が終わった連絡が欲しいという方には行います。

小山委員：市内に街路灯は約何ヶ所ありますか。

説明員：約15000基あります。

佐瀬会長：質疑も尽きたようですので、採決に入ります。ただ今の諮問について可とする委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全員可ということでこの諮問は可決されました。

ウ 診療所等安全管理事務（健康推進課新型コロナワクチン接種担当）（資料6～6-3）

佐瀬会長：続きまして、個人情報を取り扱う事務について、「診療所等安全管理事務」の諮問に入ります。担当課は説明をお願いします。

説明員から（資料6～6-3）により説明する。

佐瀬会長：担当課の説明が終わりました。委員の方は御意見、御質問があればお願いします。

佐瀬会長：何日から始まりますか。

説明員：4月22日の木曜日から始まります。

田辺副会長：防犯カメラは無人となる時間帯だけ稼働していますが、接種会場が稼働中のトラブルに備えるためにもずっと稼働させておくべきではないですか。

説明員：検討いたしました。実際に接種される方が撮影されることに対してプライバシーの観点から気にされる方もおりますので、我々としてはプライバシーを

尊重して夜間に起こった不法侵入等のトラブルのケアのみといたしました。

田辺副会長：カメラの位置としては問題なさそうですが。

佐瀬会長：入口と出口から撮影して中の接種場所まで映りますか。

説明員：一部は移りこんでしまうと思われます。現地は柱が少しあるのみで資料の壁のように記載されている部分は、実際には1.3m程度のパーテーションで区切っているため、カメラが天井部についている関係上、全てが映り込むわけではないですが一部接種ブースが映り込んでしまいます。

増田委員：警備時間中の異常が感知された場合のみであっても防犯という観点からは問題ありませんか。夜間通して撮影を行わなくても問題ありませんか。

説明員：今回、画像センサーを3ヶ所設置したと共にインフラネットセンサーを設置しております。インフラネットセンサーとは、中で動くものを感知した場合にセコムに異常を通知するものです。そのため、侵入者が入ってきた場合には検知できるようになっており、そちらについては把握ができます。

佐瀬会長：接種会場には夜間、貴重品等が残ってますか。

説明員：ワクチンについては温度管理が重要なため、こちらで管理はいたしません。それ以外の貴重品等ですと、冷蔵庫等の備品があります。

佐瀬会長：中への侵入を防ぐ主な目的は何ですか。

説明員：我々が購入した物や他の業者から借りている物の盗難の防止が一点目の理由です。二点目はこれからの連日接種を行う際に、何か物の盗難や損壊があると翌日以降の接種に支障があり、場合によっては接種できないということになりかねないので防犯センサーを付けることで守っていきたいと考えております。

田辺副会長：駅前の非常に目立つ場所なので、夜中に不審者が特に裏側の窓を割ってしまうといったことが起きると思われますが大丈夫ですか。

説明員：これだけの大きなプレハブ小屋のため、現地の周りにライトを何箇所か設置し、そのような場合でも暗闇にならず、周りの駅前広場の利用者が確認できるよう努めていきます。

佐瀬会長：他に何かありますでしょうか。

佐瀬会長：質疑も尽きたようなので採決に入ります。この諮問を可とする委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：全員可ということでこの諮問は可決されました。

(5) 特定個人情報保護評価について(諮問)(資料7～7-6)

佐瀬会長：続きまして次第（５）「特定個人情報保護評価について（諮問）」についてです。最初に諮問の流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：特定個人情報保護評価いわゆるPIAについて、御説明いたします。PIAは、マイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする前に実施することが義務付けられているもので、マイナンバーの利用開始が平成28年1月からでしたので、平成27年度中に対象となる事務についてのPIAを実施しています。

初回のPIAを実施した後については、「特定個人情報保護評価指針」において少なくとも年に1回は評価書の見直しをすることが求められており、令和2年の見直しの際に、住民基本台帳事務について、対象人数が30万人を超えたことが確認されたことから、重点項目評価から全項目評価を実施したものです。

全項目評価については、住民からの意見聴取、パブリック・コメントと第三者点検が義務付けられており、パブリック・コメント手続きを令和3年1月から2月にかけて実施し、本日、第三者点検として個人情報保護審査会に諮問されたものです。

マイナンバーの入手から利用、廃棄までの取扱いの不明な点等について、御意見、御質問等をお願いいたします。

佐瀬会長：それでは担当課からご説明をお願いいたします。

説明員から（資料7～7-6）により説明する。

田辺副会長：全項目評価書のうちのポイントとなる部分について、概要版に抜粋がされていて、点検シートで点検をしていく形にはなっていますが、時間が残り少なくなっていますが、今日、決議しなければいけないのでしょうか。

事務局：速やかに実施することは求められていますが、提出期限が定められているものではありませんので、次回までに資料に目を通していただき、審議していただくことは可能です。

佐瀬会長：この全項目評価書の諮問について、次の審査会で決議を取ります。

2 その他

(1) 通学路における防犯カメラの設置について（報告）（学務課）（資料8～8-3）

佐瀬会長：続きまして、次第2その他に入ります。「通学路における防犯カメラの設置について」は事務局からの報告を省略し質疑での対応といたします。御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

佐瀬会長：毎年同じ小学校の通学路に付けていますか。

事務局：毎年20の小学校に設置をしています。平成30年度は倍の40台設置をしておりますが、同じ学区のなかで優先順位の希望を聞いて設置を進めていると主管課から報告を受けています。

小山委員：1つの学区に何箇所付いていますか。

説明員：各学区に7箇所目が付いています。

佐瀬会長：周りの家が映らないような配慮をしていますか。

事務局：カメラ自体にマスキングをして、玄関等が映らないようにしています。

佐瀬会長：他に質問がなければ、次回審査会の開催日程について、事務局からお願いします。

3 次回日程について

次回の審査会日時は7月26日（月）午前10時から会場は特別会議室（市役所5階）を予定しています。

佐瀬会長：それでは令和3年度第1回調布市個人情報保護審査会を終了いたします。